

入札公告等概要(参考)

本資料は、本工事の入札公告に示した条件の概要や工事内容をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。

本工事の詳細な内容に関しては、公告文、設計図書及び現場説明書等をご覧ください。

工事名	千葉県警察学校生徒寮他（16）建築改修その他工事	
工事種別	建築工事	
工事場所(都県)	千葉県	
工事場所(市区町村)	東金市土農田 28-1	
工事概要	庁舎（既存）RC-4 約4,300m ² 他 耐震 改修一式 耐震改修に伴う電気設備 改修一式 耐震改修に伴う機械設備 改修一式	
担当事務所	東京第二営繕事務所	
公告日/期限日/開札日	公告日：H28.12.9 期限日：H28.12.19 開札日：H29.2.3	
工期末	H29.12.25	
入札契約方式/落札方式	一般競争入札（標準型）/総合評価落札方式（施工能力評価型Ⅱ型）	
競争参加者に要求される資格(抜粋)	等級(ランク)	建築工事C等級又はB等級
	本店・支店・営業所の所在地	関東地方整備局管内に本支店営業所を有すること。
	企業の施工実績等	<p>平成13年4月1日以降に、関東地方整備局管内で元請けとして完成・引渡しが完了した下記(ア)又は(イ)いずれかの要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））</p> <p>また、軽微なもの（請負代金が500万円未満の工事）は除く。</p> <p>(ア) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物の耐震改修（耐震スリットのみは除く。）工事</p> <p>(イ) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物の建築一式（躯体、外装、内装を含む新築又は増築）工事</p> <p>ただし、申請できる同種工事の施工実績は1件のみとする。</p> <p>なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部所掌の工事又は地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）に係るものにあつては、評定点合計（工事成績評定通知書の記4.成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあつては、修正評定点）をいう。）が65点未満のものを除く。</p> <p>経常建設共同企業体にあつては、構成員のそれぞれが上記の施工実績を有すること。</p> <p>また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績の</p>

	<p>配置予定技術者の資格、工事経験等</p>	<p>み同種工事の実績として認める。</p> <p>次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。</p> <p>複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。</p> <p>① 主任技術者は、1級建築施工管理技士、2級建築施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。</p> <p>監理技術者にあつては、1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。詳細は入札説明書による。</p> <p>② 1人の者が、過去に、元請けとして完成・引渡し完了した上記（5）（ア）又は（イ）いずれかの要件を満たす同種工事に従事した経験を有すること。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））</p> <p>また、軽微なもの（請負代金が500万円未満の工事）は除く。</p> <p>ただし、申請できる同種工事の工事経験は1件のみとする。</p> <p>なお、当該工事経験が平成8年4月1日以降に完成した大臣官房官庁営繕部所掌の工事又は地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）に係るものにあつては、評定点合計（工事成績評定通知書の記4.成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあつては、修正評定点）をいう。）が65点未満のものを除く。</p> <p>経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。</p> <p>また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事の経験のみ同種工事の経験として認める。</p> <p>③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。</p> <p>④ 配置予定の主任（監理）技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。（詳細は入札説明書による。）</p>
--	-------------------------	---

「千葉県警察学校生徒寮他（16）建築改修その他工事」の概要（参考）

本資料は、本工事の概要をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。本工事の詳細な内容に関しては、設計図書及び現場説明書等をご覧ください。

1. 工事の概要（

本工事は、千葉県警察学校生徒寮（千葉県東金市土農田28-1）において、大規模地震時に当庁舎を利用する方々の安全を確保するため、必要な耐震性能を満たすための改修を行うとともに、隣接する本館・炊食浴棟及びそれらを繋ぐ渡り廊下（1）（3）の外壁・防水改修等、またこれらの改修に伴う電気・機械設備改修を併せて行うものです。

（1）主な工事内容

- ・生徒寮
 - 外部バルコニー一部等に鉄骨補強ブレースを新設する耐震改修
（1階：5箇所（内1箇所は内部設置）、2階：5箇所、3階：4箇所、4階：1箇所 計15箇所）
及びそれに伴う建具・内外装改修、バルコニー手すり補修、物干し金物新設
寮室内部の既存大梁に炭素繊維補強を行う耐震改修（1階：1箇所）
- ・本館、炊食浴棟（塔屋のみ）、渡り廊下（1）（3）
 - 既存外壁の現況を調査し、ひび割れ・欠損・浮き部等の補修、外装吹付を行う外壁改修
- ・渡り廊下（1）（3）
 - 2階部分の防水改修、手すり塗装塗替、堅樋及び屋外排水設備の更新
- ・耐震改修・外壁改修・渡り廊下に係る電気設備の改修
（弱電設備の撤去新設、渡り廊下屋外照明の新設）
- ・耐震改修・外壁改修・渡り廊下に係る機械設備の改修
（冷媒管・給水管等の撤去新設、空調機の取外し再取付け）

（2）施工時期、施工時間、施工手順（想定）

- ・耐震改修は生徒寮妻面に仮設足場ステージ・工事中昇降階段を設置し、資材搬入等の作業動線はそこから各階屋外バルコニーにて水平移動することを想定しています。
- ・外壁改修は、全面枠組足場にて施工することを想定しています。
- ・学校職員・生徒等通行者の安全を確保するため、交通誘導員の人員を計上しています。（現場説明書参照）
- ・その他の仮設、養生、作業範囲、作業時間帯等については、K-01、02図を参照してください。

（3）その他留意点

- ・敷地内渡り廊下（1）（3）を含め5棟の広範囲に及ぶ改修となりますが、各棟毎の指定部分はありません。各棟の工事着手・完成時期等を示した工程表を作成し、監督職員・警察学校と協議し実施することとします。

2. 実態を踏まえた積算の運用、施工条件等の円滑な協議等

本工事において、以下の取組みを実施しています。

（1）実態を踏まえた積算の運用

予定価格の算出にあたり、本人負担分の法定福利費相当額を反映した「公共工事設計労務単価」を用いるとともに、法定福利費相当額が反映された見積書式の活用を行う等、実態を踏まえた価格設定を行います。

（2）施工条件等の円滑な協議

施工計画の立案にあたり新たに必要となった調査、工事施工に関して、新たに発生した条件等について監督職員と協議した結果、請負代金額の変更が必要と判断された内容については、設計変更の対象となります。

（3）工事関係図書等の効率化

本工事は、受発注者相互の業務の効率化と品質向上を目的とし、「工事関係図書等の効率化」を行う工事です。工事関係資料の重複提出を避けるとともに、真に必要な最小限の工事関係図書等の作成及び管理を重点的に行うこととし、効率化できる書類について監督職員と協議した上で書類作成等を行うこととなります。工事関係書類一覧表は次の URL よりダウンロードすることができます。 <http://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/gijyutu/index00000001.html>

(4) 主任技術者又は監理技術者の扱いについて

現場施工に着手するまでの期間（開札日から 30 日間を予定）は、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しません。

なお、本工事の契約期間内において主任技術者又は監理技術者の配置は要しますので、本工事の契約期間内に別工事において「専任」で配置されている者は、主任技術者又は監理技術者として配置できません。

また、上記について、変更が生じた場合には、監督職員と協議を行って下さい。

(5) 難工事指定について

本工事は、建物を使用しながら耐震改修その他の改修工事を行うため、使用者の安全性を確保し、かつ、効率的な施工を行う必要があります。

そのため、本工事を「難工事指定」し、一定の工事評定点を取得した場合は、今後の入札手続における総合評価の加点対象といたします。

(6) 入札時積算数量活用方式の試行

本工事は、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関して確認及び協議を行うことができる「入札時積算数量活用方式」を試行します。